

外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

1. 外国株券等の保管及び振替決済に関する規則（平成 18 年 3 月 15 日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（届出事項に変更があった場合等） 第 19 条 （略） 2 機構は、前項の規定により外国株券等機構加入者の商号又は名称に変更があることを知った場合には、その旨を他の外国株券等機構加入者に通知するものとする。 3 機構は、第 1 項の規定により外国株券等機構加入者の商号又は名称に変更があることを知った場合には、その旨を公表する。</p>	<p>（届出事項に変更があった場合等） 第 19 条 （略） （新設） （新設）</p>

2. 附 則

この改正規定は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

以 上